

不適正排出及び不法投棄防止に係る指導業務実施要領

（目的）

第1条 この要領は、生活環境事業所、廃棄物指導課、減量推進課、廃棄物不法投棄・監視指導員及び生活環境保全対策業務嘱託員（以下「環境局職員」という。）が連携して、廃棄物の適正処理についての調査、指導を行い、不適正排出及び不法投棄防止に係る指導の強化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この実施要領において「不適正排出」とは、事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）を家庭ごみ集積所に排出する行為をいう。「不法投棄」とは、産業廃棄物を家庭ごみ集積所に排出する行為及び事業系ごみを家庭ごみ集積所に市の指導に従わず繰り返し排出する行為、並びに廃棄物をみだりに捨てる行為をいう。

（実施地域）

第3条 生活環境事業所が所管する地域内とする。

（現地調査）

第4条 環境局職員は、市民、事業者及び市職員（以下「市民等」という。）から不適正排出及び不法投棄の通報及び報告があった場合又はパトロール等において不適正排出及び不法投棄を発見した場合は、状況を確認し、不適正排出及び不法投棄を行ったもの（以下、「投棄者」という。）を特定するため、次の事項について現地調査を行うものとする。

- （1） 写真撮影
- （2） 不適正排出及び不法投棄されたもの（以下「投棄物」という。）の内容物調査
- （3） 投棄物の確保
- （4） 周辺住民等への聞き込み
- （5） その他必要な事項

（不適正排出事業者への訪問指導）

第5条 環境局職員は、不適正排出した事業者が特定できた場合は訪問し、次の事項について確認及び指導を行うものとする。

- （1） 事業内容の確認
- （2） 廃棄物処理業者（許可業者）との契約の確認
- （3） 投棄の事実確認
- （4） 投棄物の提示
- （5） 不適正排出に対する指導
- （6） 必要に応じて継続調査
- （7） その他必要な事項

（排出実態の無い事業者への指導）

第6条 環境局職員は、事業系ごみの排出実態の無い事業者に対して、次の事項についての確認又は指導を行うものとする。

- （１） 事業内容の確認
- （２） 廃棄物処理業者（許可業者）との契約の確認
- （３） 廃棄物の種類及び量の確認
- （４） 排出実態の確認
- （５） 適正な排出方法の指導
- （６） 必要に応じて継続調査
- （７） その他必要な事項

（不適正排出を継続している事業者への指導）

第7条 環境局職員は、不適正排出を継続している事業者に対して、次の事項について指導を行うものとする。ただし、これまでの指導において改善する意思が無いと判断できる場合についてはこの限りではない。

- （１） 過去の不適正排出状況の提示
- （２） 過去の指導履歴の提示
- （３） 適正な排出方法の指導
- （４） その他必要な事項

（改善書の提出）

第8条 環境局職員は、次の場合については事業者に対して改善書（第1号様式）の提出を求めることとする。

- （１） 第5条の指導に従い改善した場合
- （２） 第6条の指導に従い改善した場合
- （３） 第7条の指導に従い改善した場合
- （４） その他必要と認められる場合

（指導履歴の報告）

第9条 生活環境事業所職員は、次の場合については廃棄物指導課又は減量推進課に指導履歴報告書（第2号様式）を提出するものとする。

- （１） 第5条の指導に従わない場合
- （２） 第6条の指導に従わない場合
- （３） 第7条の指導に従わない場合
- （４） これまでの指導において改善の意思が無いと判断できる場合
- （５） その他必要と認められる場合

(指導書の交付)

第 10 条 環境局職員は、前条により報告された事業者に対して、次の事項を記載した指導書（第 3 号様式）を交付するものとする。

- (1) 不適正排出の状況
- (2) これまでの指導内容
- (3) 再発防止計画の文書による提出

2 前項に規定する指導書の交付を受けた事業者は、再発防止計画を提出するものとする。

3 事業者が前 2 項に規定する指導書の受取を拒否した場合は、速やかに廃棄物指導課又は減量推進課に連絡するものとする。

(再発防止計画の受理)

第 11 条 環境局職員は、再発防止計画を受理した場合、次の事項を確認するものとする。

- (1) 記載内容
- (2) 記載内容の根拠事実

(再発防止計画の報告)

第 12 条 生活環境事業所職員は、再発防止計画を受理した場合、7 日以内に廃棄物指導課又は減量推進課に写しを送付するものとする。

2 再発防止計画が期限までに提出されない場合については、速やかに廃棄物指導課又は減量推進課に連絡するものとする。

3 再発防止計画に虚偽の記載があった場合については、速やかに廃棄物指導課又は減量推進課に連絡するものとする。

(警察署への通報)

第 13 条 廃棄物指導課及び減量推進課職員は、次の場合については所管警察署へ通報することができる。

- (1) 第 10 条第 3 項に該当した場合
- (2) 第 12 条第 2 項に該当した場合
- (3) 第 12 条第 3 項に該当した場合
- (4) その他必要と認める場合

2 生活環境事業所及び廃棄物不法投棄・監視指導員及び生活環境保全対策業務嘱託員は、不法投棄が確認された場合は、所管警察署へ通報することができる。

(強化月間)

第 14 条 環境局職員は、不適正排出及び不法投棄に対する指導の一層の強化を図るため、強化月間を年 2 回定めて集中的に指導業務を行うものとする。強化月間は、7 月及び 2 月を原則とするが、特別な事情がある場合には変更できるものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

川崎市長様



改 善 書

当社は、 年 月 日、川崎市の排出事業者としてのルールを守らず、
川崎市 区 町 丁目 番 号先の家庭系ごみ集積所に廃棄物（種類、量等）を
排出しました。

今後、当社から排出される廃棄物は、次の方法により適正処理を行います。

- ・ 川崎市廃棄物処理業者に委託をする。
(許可業者名「 」)
- ・ 川崎市指定処理施設に自己搬入する。
(自己搬入の認定番号「 」)

第 2 号様式

生活環境事業所

指導履歴報告書

排出事業者	
住 所	
業 種	

日 時	投 棄 状 況 指 導 履 歴

指導書交付履歴

日 時	指 導 履 歴

文書番号

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 様

川崎市長 (市長名)

指 導 書

年 月 日に川崎市 区 町 丁目 番号先の家庭系ごみ集積所に排出された廃棄物を確認したところ、貴社の廃棄物である事が判明しました。貴社においてはこれまでも 回に渡り〇〇〇〇〇を家庭系ごみ集積所に排出する行為が確認されており、既に 年 月 日に本市より口頭又は文書にて注意をしたところです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）第3条及び「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年条例第51号）」第24条第1項の規定により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、〇〇〇〇〇を家庭系ごみ集積場に排出する行為は、法第16条の「投棄禁止」に違反する行為であり、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらの併科に処せられる犯罪行為です。

ついては、本事案に関する経過、及び今後の具体的な再発防止計画を文書により、
年 月 日までに提出することを指導します。

川崎市環境局〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

担当

電話 044- - 、FAX 044- -